



様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年5月21日

吹田市長 様

提出者

住所 大阪府吹田市南吹田二丁目19番1号
氏名 株式会社プロテリアル金属
吹田工場長 吉山 剛
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 06-6381-6067

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、2024年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社プロテリアル金属 本社・吹田工場
事業場の所在地	大阪府吹田市南吹田二丁目19番1号
事業の種類	23：非鉄金属製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2024年4月1日 ～ 2025年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	414.000 t	全処理委託量	414.000 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	優良認定処理業者への処理委託量	78.000 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	再生利用業者への処理委託量	411.000 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 404.164t 前年度 363.737t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 電子マニフェスト 2012年4月から導入。	

※事務処理欄

(特別管理産業廃棄物の種類:

計画の実施状況

有償物量

不要物等発生量

排出量

別紙6のとおり

②
自ら直接再生利用した量

⑥
自ら中間処理した後再生利用した量

③
自ら直接埋立処分した量

⑤
自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑥
自ら中間処理した後の残存量

④
自ら中間処理した量

⑦
自ら中間処理により減量した量

⑤
④のうち熱回収を行った量

⑩
直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑪
⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑫
⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑬
⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑭
⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

項目	実績値
①排出量	
②+③自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑤ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙6(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(2024年度実績)

単位:トン/年

特別管理産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況														②+④ ②+④ ②+④	
コード	名 称	①排出量	②自ら直接 再生利用し た量	③自ら直接 埋立処分 又は海洋 投入処分し た量	④自ら中間 処理した量	⑤④のうち 熱回収を 行った量 (自ら熱回 収を行った 量)	⑥自ら中間 処理した後 の残量	⑦自ら中間 処理により 減量した量	⑧自ら中間 処理した後 再生利用し た量	⑨自ら中間 処理した後 又は海洋 投入処分し た量	⑩直接及び 自ら中間処 理した後の 処理委託 量(全処理 委託量)	⑪⑩のうち 優良認定 処理業者 への処理 委託量(優 良認定処 理業者へ の処理委 託量)	⑫⑩のうち 再生利用 業者への 処理委託 量(再生利 用業者へ の処理委 託量)	⑬⑩のうち 熱回収 業者への 処理委託 量(熱回 収認定業 者への処 理委託量)	⑭⑩のうち 熱回収 業者以外 の熱回 収を行う 業者への 処理委託 量(熱回 収認定業 者以外の 業者への 処理委託 量)	②+④ ②+④ ②+④	③+⑤ ③+⑤ ③+⑤
7000	引火性廃油																
7010	引火性廃油(有害)																
7100	強酸	10.250						0.000			10.250	8.190	3.850	0.000	0.000	0.000	0.000
7110	強酸(有害)																
7200	強アルカリ	65.427						0.000			65.427	65.427	65.427	0.000	0.000	0.000	0.000
7210	強アルカリ(有害)																
7300	感染性廃棄物																
7410	廃PCB等(下記以外)	1.400						0.000			1.400	1.400	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
7411	廃PCB																
7412	PCB廃棄物																
7413	PCB処理物																
7421	廃石棉等(飛散性)																
7422	指定下水汚泥																
7423	鉛さい(有害)																
7424	燃え殻(有害)																
7425	廃油(有害)																
7426	汚泥(有害)																
7427	廃酸(有害)	288.060						0.000			288.060	115.800	288.060	0.000	0.000	0.000	0.000
7428	廃アルカリ(有害)																
7429	ばいじん(有害)																
7430	13号廃棄物(有害)																
7440	廃水銀等																
	合計	365.137	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	365.137	190.817	357.337	0.000	0.000	0.000	0.000

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、登録への産業廃棄物のコード及び具体的な名称を記入してください。
※数量に関しては、小数点以下3桁表示として記入してください。
※様式第二号の九の第2欄に記載された特別管理産業廃棄物の発生から処理までのフロー(①～⑭)に示す量を表に入力。